

申請書類一覧【法第34条14号(2)「自己用住宅を所有する世帯の親族のための住宅」】

令和7年4月1日 鹿沼市 都市建設部 都市計画課 開発指導係

申請条項			No.	書類の名称	様式	説明
29	43	42				
○	○	○	1	許可申請書	A01	【29条】開発行為許可申請書
					A27	【43条】建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書
					A26	【42条】予定建築物等以外の建築等許可申請書
○	—	—	2	関する工事関係書類	—	関する工事一覧表（施工箇所の地番、施工面積、工事種別等）、 施工図面、有地番登記事項証明書、施行同意、印鑑証明
○	○	○	3	権利者一覧表（※）	A13	（※）申請土地が二筆以上の場合 既存建築物がある場合は、当該建築物の権利者一覧表も添付
○	○	○	4	権利者の同意書 （申請時以前3ヶ月以内の印鑑 証明書添付）	A12	所有権、抵当権等、開発行為（開発行為に関する工事も含む）の 妨げとなる権利を有する者の同意書 既存建築物がある場合は、当該建築物についても添付
○	○	○	5	土地（建物）登記事項証明書	—	申請時以前3ヶ月以内のもの（原本） 既存建築物がある場合は、建物登記事項証明書も添付
○	○	○	6	委任状（※）	—	日付、申請地の地番、代理人の連絡先等を記載 （※）手続きを代理人に委任する場合
○	○	○	7	住民票	—	自己用住宅（本家）の居住者全員分及び予定建築物の居住予定者 全員分（本籍、続柄入り）（申請時以前3ヶ月以内の原本） □ 申請者が自己用住宅を所有する世帯の世帯主と現在又は 過去に住居及び生計を一にしていた経歴があること（申請 者の未成年時における同居歴があること）。
○	○	○	8	戸籍謄本	—	自己用住宅（本家）を所有する世帯の世帯主及び申請者の関係が わかるもの（申請時以前3ヶ月以内の原本） □ 申請者が自己用住宅を所有する世帯の世帯主の3親等以 内の親族であること。
○	○	○	9	戸籍附票（原附票）の写し（※）	—	（※）住民票で未成年時における同居歴が確認できない場合 （申請時以前3ヶ月以内の原本）
○	○	○	10	自己用住宅の登記事項証明書 （必要に応じて固定資産評価 証明書、名寄帳）	—	自己用住宅（本家）の所有者が確認できるもの（申請時以前3ヶ 月以内の原本） □ 自己用住宅の所有者が自己用住宅に居住する世帯主又は 世帯構成員であること。
○	○	○	11	自己用住宅（本家）が都市計画 法上適法（※）な住宅であるこ とを証する書面	—	（※）適法性の確認方法については、別紙「市街化調整区域にお ける既存建築物の適法性確認について」を参照してください。 □ 市街化調整区域内にある自己用住宅が都市計画法上適法 な住宅であること。
○	—	—	12	公共施設の管理者等一覧表	A06	開発行為に係る公共施設に係るもの
○	—	—	13	付替えに係る公共施設の新旧一覧表	A07	開発行為により付替えする公共施設に係るもの
○	○	○	14	道路法等の許可書の写し（※）	—	（※）乗入口設置、側溝や水路への放流管設置等がある場合（占 用許可、施工承認）
○	—	—	15	公共施設の管理に関する協議書	—	新たに設置される公共施設の帰属・管理及び従前の公共施設の帰 属について作成
○	○	○	16	水利組合等の放流同意書	—	排水を水路等へ放流する場合
○	○	○	17	住宅を必要とする理由書	A15	□ 新規に住宅を建築することについて、やむを得ない理由が あること。
○	○	○	18	現在居住する住宅の賃貸契約書 の写し（※）	—	（※）現在借家の場合に添付（又は「住宅を必要とする理由書」 に住宅所有者又は管理者の記名（住宅所有者又は管理者が確認 できる書類、管理受託を証する書面添付））
○	○	○	19	無資産証明	—	対象者：申請者及び配偶者 対象地：鹿沼市及び現在居住地 （最新のもの）（原本） □ 申請者及びその配偶者が持家及び市街化区域内に建築に 適した土地を保有していないこと。
○	○	○	20	既存公共施設に関する同意書	—	官民境界協定書の写し、開発行為に係る公共施設の管理者の 同意書 等

申請条項			No.	書類の名称	様式	説明
29	43	42				
○	○	—	21	位置図 (29条：1/50000以上) (43条：1/2500以上)	—	記載事項：開発区域の位置、方位、縮尺、市街化区域と市街化調整区域との境界等
○	○	○	22	公図写し	—	申請時以前3ヶ月以内のもの 記載事項：開発区域、転写年月日、転写者の氏名・印（関する工事がある場合はその箇所）
○	—	—	23	開発区域図（1/2500以上）	—	記載事項：開発区域、方位、縮尺等
—	○	○	24	付近見取図（1/2500以上）	—	記載事項：開発区域、方位、縮尺、周辺の公共施設等
—	—	○	25	敷地位置図（1/1000以上）	—	記載事項：開発区域、方位、縮尺、建築物等の配置状況等
○	○	○	26	現況図（29条：1/2500以上） 敷地現況図（42条、43条：1/500以上）	—	記載事項：開発区域及び現況、方位、縮尺、建築物及び工作物、道路等
○	—	○	27	土地利用計画図（1/1000以上）	—	記載事項：開発区域、方位、縮尺、開発区域内及び境界の工作物、建築物の配置、道路（種別・名称・幅員等）、切盛土、排水施設、浄化槽入槽、排水管の管種・管径、放流先、区域外で行う工事（「関する工事」）等
○	—	—	28	造成計画平面図（1/1000以上）	—	☐ 開発区域は、自己用住宅（本家）の敷地内又は隣接地であること。 ☐ 敷地の形状が概ね整形である等、合理的な土地利用を図る上で支障がないものであること。 ☐ 開発区域の境界には、原則として、植栽又はブロック等の工作物を設置すること。（29条許可申請の場合） ☐ 排水施設（浄化槽、雨水樹等）が適切に設置されていること。 ※給水計画も含め、兼ねられる図面はまとめて可 ※自己用住宅（本家）の敷地と申請地の関係がわかるようにすること（敷地全体、既存建築物の配置状況等を表示）
○	○	○	29	排水施設計画平面図（1/500以上）	—	
○	—	—	30	造成計画断面図（1/200以上）	—	記載事項：開発区域の境界、切盛土の厚さ、盛土材、地盤、予定建築物、擁壁等の工作物、道路、土砂条例該当の有無等
○	—	—	31	がけの断面図（1/50以上）（※）	—	記載事項：高さ、勾配、地質、構造等 （※）開発区域内又はその周辺にがけが存する場合
○	—	—	32	擁壁の断面図（1/50以上）（※）	—	開発区域境界及び区域内の工作物の構造図（寸法、勾配、材料、根入れの深さ、水抜き穴の有無等）（新設、既設） （※）設置する擁壁の高さが1mを超える場合は計算書又は大臣認定書添付 （※）擁壁の根入れは35cmかつ擁壁高さの15/100以上 （※）43条、42条申請の場合も、工作物があれば構造図を添付すること
○	○	○	33	排水施設構造図（1/50以上）	—	浄化槽の仕様書、放流水の敷地内処理装置の構造図、雨水浸透樹の構造図等
○	—	—	34	公共施設新旧対照図（1/1000以上）（※）	—	実測図によるものを作成 （※）公共施設の新設・廃止・付替え等がある場合
○	○	○	35	求積図（1/1000以上）	—	実測図による三斜法又は座標計算（開発区域、関する工事部分） ☐ 開発区域の面積は500㎡以内であること。
○	○	○	36	予定建築物の平面図・立面図	—	方位、縮尺記載、求積表添付 立面図は東西南北方向のもので、最高の高さを記載すること ☐ 予定建築物の高さは原則として10m以内であること。
—	○	○	37	現地写真	—	境界標の設置状況その他申請地の状況が判る写真
※	○	○	38	開発行為又は建築等に関する証明願（60条証明）	A30	2部提出 ※29条許可申請の場合は、完了届提出時に添付
○	○	○	39	その他市長が必要と認める書類（※申請内容に応じて、追加で添付書類や関係部局との協議を求めることがあります）	—	・L型擁壁の水抜き穴同意書（隣接地） ・下水道の区域外流入許可書、浄化槽設置協議、狭あい協議 等

○申請書類の提出部数は1部です（「開発行為又は建築等に関する証明願」のみ2部提出）。

○様式は、鹿沼市のホームページからダウンロードできます。

○申請の受付から許可又は不許可処分までの標準処理日数は、29条許可申請は20日、42条・43条許可申請は15日です。（ただし、開庁日及び申請書類の訂正に要する日数を除きます。）

○盛土規制法のみなし許可に該当する場合は、盛土規制法の技術的基準に適合させる必要があります。